

# 壱番館内新事務所の整備が進んでいます

本市では、東日本大震災により分散した行政機能を統合・集約化するため、壱番館内の施設改修工事を行っています。

それに伴う、騒音・振動などにより、近隣にお住まいの皆さま、利用者の皆さまに大変ご迷惑をおかけいたしておりますが、ご理解、ご協力の程、よろしく申し上げます。

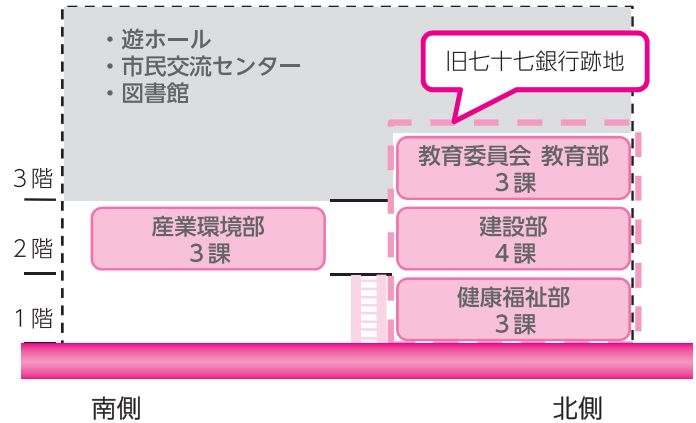
なるべく早く、市民の皆さまにご利用頂くため、下記日程により、順次、事務所の移転を実施します。ご注意頂きますよう、よろしく申し上げます。

## ◆部毎の新事務所オープン日程

対象部	これまでの事務所	新しい事務所	新事務所での業務開始日
健康福祉部	壱番館南側2階※	壱番館1階(旧七十七銀行1階)	3月に移転済
建設部	・公民館本町分室 ・水道部庁舎	壱番館2階(旧七十七銀行2階)	4月15日(月)
教育委員会 教育部	・公民館 ・公民館本町分室	壱番館3階(旧七十七銀行3階)	4月22日(月)
産業環境部	・壱番館南側1階	壱番館南側2階※	4月30日(火)

※旧社会福祉事務所(健康福祉部)の場所になります。

## ◆集約後のフロアイメージ図



### ●問合せ先

【工事に関すること】 定住促進課建築住宅係 ☎364-1126

【移転に関すること】 財政課行政改革係 ☎364-1111 (内線296・263)

## 子ども医療費助成制度がはじまりました

**子ども医療費助成制度**とは、対象となるお子さまが病院や調剤薬局などの医療機関で受診された際に、医療費の自己負担額(保険適用分)を市が助成する制度です。

ただし、保険が適用とならない健康診断、予防接種、入院時の差額室料・食事代、液剤の容器代などは助成の対象とはなりません。

### 【子ども医療費助成制度の対象】

- 本市に住民登録している0歳から小学3年生までのお子さま…外来・入院(見本①)
- 本市に住民登録している小学4年生から中学3年生までのお子さま…入院のみ(見本②)

### 【子ども医療費受給者証の交付】

- 受給者証は平成25年3月末までに登録申請を完了された対象者の方に送付または窓口にて交付しています。
- 乳幼児医療費助成を受給中の方については、現在、お持ちの「乳幼児医療受給者証」をそのままお使いください。(平成25年4月に小学生になるお子さまについては、新しい受給者証を送付しています。)

### 【助成の受け方】

病院や調剤薬局などを受診する際に「子ども医療費受給者証」と「健康保険者証」を提示してください。医療機関の窓口で、医療費を支払う必要はありません。

ただし、下記の1~4にあてはまる場合は医療費を支払い、保険年金課医療係の窓口で助成の申請をしてください。

1. 県外の医療機関を受診した場合
2. 医療機関の窓口で子ども医療費受給者証を提示しなかった場合
3. この制度に対応していない医療機関で受診した場合
4. 全国左官タイル塗装業国保組合・全国板金業国保組合・建設連合国保組合などの現物給付に対応していない医療保険に加入している場合



見本①・桃色



見本②・うぐいす色

問 保険年金課医療係 ☎ (内線223・275)